

2006年11月28日

禁煙推進議員連盟

会長 綿貫 民輔 様

事務局長 小宮山洋子様

〒 -

東京都足立区

半沢一宣（印）

健康増進法第25条の改正を求める要望書

要望の主旨

健康増進法第25条（以下「本条」と記します）について、以下の2点の改正を行うよう、衆参両議院及び厚生労働省ほか関係機関に働きかけてください。

1. 本条のかっこ書き中に「室内又はこれに準ずる環境において、」とある文言を削除してください。
2. 本条で定める努力義務に違反した公共施設の管理者に対する罰則規定を新設してください。

要望の理由：屋外の公共施設（道路・駅前広場）の管理者が、本条かっこ書き中の「室内又はこれに準ずる環境において」という文言を、当該施設での受動喫煙の防止を怠る不作為を正当化する根拠として悪用する事例が発生しているため。

当地の足立区は、本年10月1日から、北千住駅前周辺を路上（歩行）喫煙者に対して過料徴収を行う「禁煙特定区域」に指定しました。これに関連して、足立区は、警察への配慮や地元のたばこ販売組合への見返りとして、禁煙特定区域内に2ヶ所の喫煙所を設置しました。ところが、この喫煙所は、いずれも開放空間に単に灰皿を置いただけのものです。しかも、これらの喫煙所は、駅の入り口（東口）や駅前広場（西口）という、禁煙特定区域内で最も人通りが多い場所に設置されています。

私は、このような喫煙所の設置によって区民等の新たな受動喫煙被害が誘発されることに疑問を抱き、足立区議会に当該喫煙所の撤去を求める陳情を提出しました。

この陳情が審査された区議会の区民環境委員会で、関係する条例を所管する区民部区民課長は、議員からの質問に対して、要旨「健康増進法第25条には『室内又はこれに準ずる環境において』という文言が含まれている。この陳情で取り上げられている喫煙所は屋外に設置したものであるため、健康増進法第25条の適用対象ではなく、したがって法律には違反しないと認識している」と答弁していました。

この質疑を傍聴していた私は、区民課長あてに「この答弁を素直に解釈すると『屋内での受動喫煙は問題だが、屋外で受動喫煙を受ける分には構わない』ということになる。これは健康増進法第25条の目的である『受動喫煙の防止』の精神を踏みにじるものではないか」などとする質問状を送りました。しかし、区民課長からの回答内容は、区民環境委員会での答弁を繰り返しただけのもので、議論は平行線をたどったままです。

このため、北千住駅前の喫煙所の周辺では、今こうしている間にも、多くの区民等が受

動喫煙を強要される被害を受け続けているにもかかわらず、施設管理者である足立区が、その責任を取らないままにしているという状態が続いています。

過料徴収の開始に伴い路上（歩行）喫煙者が劇的に減少した事例は、東京都千代田区ほか各地で見られます。この事実が示しているのは、喫煙者のモラルに訴えるだけでは問題が解決できない、言い換えれば「悪いこと（路上・歩行喫煙）を止めない人には、痛い目（過料徴収という罰）に遭わせないとわからない」ということです。このことは、喫煙者だけでなく、国民に対する人権侵害を止めようとしめない行政や企業についても、同じではないでしょうか。健康増進法第25条の規定が努力義務にとどまり、それに違反しても何ら責めを問われないとわかっていれば、自らに課せられた努力義務を怠る不作為を正当化しようとする公共施設の管理者が後を絶たないのは、目に見えています。「悪いことをしたら罰せられる」という当たり前のことが通用しない社会の現状が変わらない限り、国民が理不尽な被害に泣かされ続ける現実も、変えることができないのではないのでしょうか。

以上の問題につきまして、事情御賢察のうえすみやかに法改正に向けて取り組まれますよう、要望いたします。

なお、本件要望に係る貴連盟の見解を、年内をめぐりに、折り返し書面にて御回答いただければ幸いです。

添付資料一覧（日付順、 を除き両面印刷）

2006年10月14日 足立区議会あて「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」

2006年10月31日 厚生労働省受動喫煙問題対策担当あて要請書

2006年11月6日 の陳情が審査された、足立区議会区民環境委員会の傍聴記録

2006年11月7日 足立区区民課長あて「禁煙特定区域内の喫煙所の周辺における受動喫煙対策等に関する質問状」

2006年11月10日 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長あて追加連絡と問い合わせ

2006年11月17日 足立区区民課長からの回答書

* と の要請書などに対する厚生労働省からの回答は、2006年11月28日現在届いておりません。

* 本件要望に関連する資料は、本状に添付した以外にも、私の知人提供のホームページ

<http://www.geocities.jp/mgmlkos/hnzw/index.htm>

に「東京都足立区のたばこ問題」のタイトルで多数掲載しておりますので、合わせて御参照いただければ幸いです。

以上

記事 本要請書は、渡辺文学・たばこ問題情報センター代表（『禁煙ジャーナル』編集長）あてに送付し、転送を依頼したものの。